

事務連絡(保184)
平成19年1月24日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 満

ケタミンの調剤等に係る麻薬加算等の算定について

ケタミン（ケタミンを含有する医薬品としてケタラール筋注用 500mg，ケタラール静注用 200mg）は薬価基準収載医薬品であります。麻薬と同種の有害作用を有すること及び同種の濫用のおそれが確認されたことから、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令」（平成18年3月23日政令第59号）をもって、新たに麻薬として指定されたところであります。

当該改正について平成19年1月1日から施行されることに伴い、平成19年1月1日以降、ケタミンを調剤した場合は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）（いわゆる点数表）の規定に基づき所定の点数を加算することが可能となりました。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌3月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. ケタミンの調剤に係る麻薬加算等の算定について

（平18.12.28 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

〔参 考〕

診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号）の「別表第一」医科診療報酬点数表における麻薬にかかる主な加算等

別表第一 医科診療報酬点数表

第 2 章 特掲診療料

第 1 部	医学管理等	区分 B 0 0 8	薬剤管理指導料	注 2
第 2 部	在宅医療	区分 C 0 0 8	在宅患者訪問薬剤管理指導料	注 2
第 5 部	投薬	区分 F 0 0 0	調剤料	注
		区分 F 1 0 0	処方料	注 2
第 6 部	注射	通則 5		

（日本医師会保険医療課）

事務連絡
平成18年12月28日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部) 御中
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

ケタミンの調剤等に係る麻薬加算等の算定について

標記については、平成18年3月23日政令第59号をもって「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」(平成2年政令第238号)が一部改正され、平成19年1月1日から施行されることに伴い、下記のとおり取り扱われることとなりますので、関係者に周知願います。

記

今般、ケタミンが新たに麻薬に指定されたことに伴い、平成19年1月1日以降、ケタミンの調剤・処方等を行った場合は、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)の規定に基づき所定の加算をするものである。

(参考)平成18年3月23日付 薬食発第0323014号



薬食発第 0323014 号
平成 18 年 3 月 23 日

都道府県知事 殿
各地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省医薬食品局長

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を
指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成 18 年 3 月 23 日政令第 59 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号。以下「政令」という。）が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第 1 政令改正の概要等

1. 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用を有すること及び同種の濫用のおそれが確認されたことから、これらを新たに麻薬として指定するため、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」を改正したものである。

- ① 2-（2-クロロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）
- ② 2・5-ジメトキシ-4-（プロピルチオ）フェネチルアミン
- ③ N-メチル- α -エチル-3・4-（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名 MBDB）

2. 政令改正の内容

次の 3 物質を麻薬に指定したこと。（第一条関係）

- ① 2-（2-クロロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）及びその塩類
- ② 2・5-ジメトキシ-4-（プロピルチオ）フェネチルアミン及びその塩類
- ③ N-メチル- α -エチル-3・4-（メチレンジオキシ）フェネチル

アミン（別名MBDB）及びその塩類

3. 施行期日

公布の日（平成18年3月23日）から起算して30日を経過した日（平成18年4月22日）から施行されるものであること。

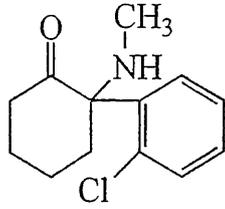
ただし、2-（2-クロロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）については、多くの医療機関で医薬品として利用されており、流通経路での麻薬保管施設等の設置や、麻薬施用者免許等の免許手続等、円滑な施行のための準備に相当期間を要するため、平成19年1月1日から施行することとする。

第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

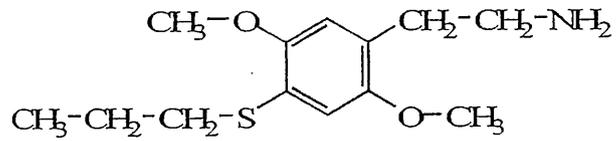
- ① 医薬品製造業者、医師、歯科医師、獣医師、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、2-（2-クロロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）等を継続して取り扱う場合には、施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法の規制の適用を受けることとなるので、施行日までにあらかじめ麻薬施用者、麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、麻薬指定後の記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、2-（2-クロロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）等を取り扱う場合には、既に指定された麻薬と同様に麻薬指定後の記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ 上記①、②について、麻薬及び向精神薬取締法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量は、平成18年4月22日現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
ただし、2-（2-クロロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）については、平成19年1月1日現在の在庫量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している2-（2-クロロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）等について、今後必要としないものについては、所有権放棄の指導を行うこと。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い状況に応じた措置をとられたいこと。

第3 物質の構造式等

- ①化学名：2-（2-クロロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサノン
通称名：ケタミン
構造：



- ②化学名：2・5-ジメトキシ-4-(プロピルチオ)フェネチルアミン
 通称名：2C-T-7
 俗 称：T7、Blue Mystic、ZOOM
 構 造：



- ③化学名：N-メチル-α-エチル-3・4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン
 通称名：MBDB
 俗 称：EDEN、BLISS
 構 造：

